

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会
主催・共催・後援・主管等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）が関与する催しにおける、その適否についての基準及び手続きを定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、特段の定めがない限り、以下のとおりとする。

- (1)「主催」とは、催しの企画・開催の主体となり、その催しを開催することをいう。
- (2)「共催」とは、本協会を含む複数の者が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。
- (3)「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本協会がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、名義使用の承認に限る。
- (4)「主管」とは、主催者又は共催者等から委託されて催しの運営実務を担うことをいう。

(適否基準)

第3条 主催、共催、後援の適否基準は、以下のとおりとする。

(1) 主催及び共催

本協会が催しを主催又は共催する場合には、定款第3条（目的）及び第4条（事業）に則っていることを基準として、個別に判断する。

(2) 後援

会員や加盟団体及びその他団体等が主催する講習会、講演会、シンポジウム、セミナー、行事等（以下「第三者主催の催し等」という。）に関して、後援依頼があった場合には、次の①に掲げる何れかに該当し、かつ、②に掲げる何れにも該当しないことを基準として、個別に判断する。

① 承認することができる場合

- (a) 公益性があると認められるとき。
- (b) 機関誌への広告出稿等の条件付きで、商業映画等で本協会の会員及び加盟団体にとって有益であると認められるとき。
- (c) 本協会の会員及び加盟団体にとって有益であると認められるとき。
- (d) 本協会の事業の目的及び内容に照らし、特に必要と認められるとき。

② 承認できない場合

- (a) 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数の利益のみを目的とすると認められるとき。ただし、①(b)を除く。

(b)その運営方法が、公正でない認められとき。

(c)その他、本協会の目的及び事業の内容に照らし、適当でない認められるとき。

(手続き)

第4条 主催・共催・後援に関する手続きは、以下のとおりとする。

(1) 本協会が催しを主催・共催する場合は、理事会で決定するものとする。

(2) 本協会が催しを後援する場合は、常務理事会で決定するものとする。

(主管)

第5条 本協会が催しを主催又は共催する場合、次の各号に従い、運営実務を加盟団体及び実行委員会等(以下「主管者」という。)に委託することができる。

(1) 主管者は、開催要項に基づいて、その催しを安全に実行しなければならない。

(2) 主管者は、収支予算書に基づいて、その催しを原則として予算内で実行しなければならない。

(保険加入)

第6条 本協会が主催又は共催する事業について、原則として、損害保険等に加入する等の対策を講じておくものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

付 則

本規程は、令和3年6月3日より施行する。